

キャッシュカードの偽造・盗難などによる被害は、当行が補償するようになりました。

宮崎太陽銀行では、平成18年2月10日(金)の「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律(預金者保護法)」施行にともない、平成18年1月31日(火)付でキャッシュカード規定等を改定し、平成18年1月1日(日)以降に発生した「偽造・盗難カード被害」については、以下のとおり補償いたします。

【預金者保護法に基づくカード被害補償】

・預金者保護法の規定する範囲内で、個人のお客様のキャッシュカード(総合口座を含む)及びローンカードの偽造・盗難による現金自動預払機(ATM)等からの不正な払戻し被害について補償いたします。



お客様に「故意」、「重大な過失」、「過失」があった場合や、盗難カードによる払戻し被害において当行への通知が被害発生日の30日後までに行なわれなかった場合などには、補償されない可能性がありますのでカード・暗証番号の管理は厳重に行ってください。

【偽造カードの場合】・偽造カードによる不正な払戻し被害の全額を補償します。

・ただし、お客様に「故意」あるいは「重大な過失」があった場合には、補償を受けられません。

【盗難カードの場合】・盗難カードによる不正な払戻し被害を補償^(注)します。注)当行に通知した日の30日前以降になされた不正な払戻し被害が補償対象となります。

・ただし、お客様に「過失」があった場合には、被害額の4分の3の補償となります。更に、以下の場合には、補償を受けられません。

①お客様に「故意」あるいは「重大な過失」があった場合 ②お客様の親族などによる払戻しの場合 ③お客様が当行に虚偽の説明をした場合

偽造キャッシュカードや盗難キャッシュカードを用いて不正に預金が払い出されたり借入れされても、以下のような場合は補償の対象となりませんのでご注意ください。

お客様に重大な過失がある場合(または故意の場合)

1

お客様が他人に暗証番号を知らせた場合



2

お客様が暗証番号をキャッシュカード上に書き記していた場合



3

お客様が他人にキャッシュカードを渡した場合



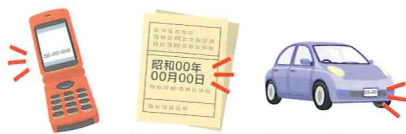
※その他①②③と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合

盗難カードを用いて預金を不正に払い出されたり借入れされたとき、以下のような場合は被害額の補償が75%までとなります。

お客様に過失がある場合

1

当行から生年月日等の類推されやすい暗証番号から別の番号に変更するよう個別的、具体的、複数回にわたる働きかけが行われたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車などのナンバーを暗証番号にしていた場合であり、かつキャッシュカードをそれらの暗証番号を推測させる書類等(免許証、健康保険証、パスポートなど)とともに携行・保管していた場合



2

暗証番号を容易に第三者が認知できるような形でメモなどに書き記し、かつキャッシュカードとともに携行・保管していた場合



3

①②のほか、次の(1)のアイのいずれかに該当し、かつ(2)のアイのいずれかに該当する場合で、これらの事由が相まって被害が発生したと認められる場合

(1)暗証番号の管理

ア、当行から生年月日等の類推されやすい暗証番号から別の番号に変更するよう個別的、具体的、複数回にわたる働きかけが行われたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車などのナンバーを暗証番号にしていた場合

イ、暗証番号をロッカー、貴重品ボックス、携帯電話など金融機関の取引以外で使用する暗証番号としても使用していた場合

(2)キャッシュカードの管理

ア、キャッシュカードを入れた財布などを自動車内などの他人の目につきやすい場所に放置するなど、第三者に容易に奪われる状態においた場合

イ、盗てい等により通常の注意義務を果たせなくなるなどキャッシュカードを容易に他人に奪われる状況においた場合

※なお、被害の補償に際しては、以下の調査などにご協力を頂く必要があります。

①カードおよび暗証番号の管理状況 ②被害状況 ③警察への通知状況 ④その他所定事項の調査など

※上記のような場合を除き、偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われた不正な取引によりお客様が受けた被害は当行が補償します。

暗証番号には他人から推測されやすい、例えば、生年月日、自宅や勤務先の電話番号、自宅の住所・地番、自動車のナンバー等の番号のご利用はお避けください。推測されやすい番号は、すみやかに変更されることをお勧めします。

暗証番号の変更は当行のATMで簡単にお手続きできます。ATM画面の「各種変更手続」を押してください。

【ご連絡先】

平日 9:00~17:00(当行本支店)

時間外および土日祝 ATM管理センター:0985-23-1168



宮崎太陽銀行

詳しくはキャッシュカード規定をご覧ください。

(平成18年1月31日現在)

その他以下のような場合にもご注意ください!

盗難通帳などによる預金の不正な払出しや預金口座への不正な振込請求などにご注意ください。

盗難通帳・偽造印鑑などによる預金の不正な払出しや、いわゆるヤミ金融業者などによる預金口座への不正な振込請求といった事件が発生しています。お客様におかれましても、そうした被害に遭われぬよう、十分にご注意ください。

通帳・印鑑・キャッシュカードの盗難にご注意ください。

ご注意ください

- 通帳や印鑑はもちろんのこと、キャッシュカードやご本人であることを示す各種資料（運転免許証・パスポートなど）につきましても、別々にかつ厳重に保管してください。
- 万一、通帳、印鑑、キャッシュカードのいずれかが1つでも紛失された場合には、直ちに当行にご連絡ください。
- たとえば、通帳のみを紛失された場合であっても、印影から印鑑が偽造されるおそれがありますので、ご注意ください。当行では、印鑑の偽造を防止するため、通帳の副印鑑を廃止しております。副印鑑がある通帳（使用済みのものも含みます）をお持ちのお客様は剥がしていただくか、窓口までお持ち願います。

銀行員などが暗証番号等をお尋ねすることはありません。

ご注意ください

- 「スキミング被害の調査」等を名目として、銀行員などが店舗外や電話等で暗証番号や生年月日をお尋ねすることはありません。ご不審の場合には、お取引店にご照会ください。

「スパイウェア」や「フィッシング詐欺」による預金の不正な払出しにご注意ください。

ご注意ください

最近、スパイウェアと呼ばれるソフトを使って、お客様のパソコンからインターネットバンキングのIDやパスワードなどの情報を盗み、お客様の預金口座から身に覚えのない振込（出金）を行うといった事件が発生しています。この事件は、お客様が利用しているパソコンから、気づかいうちに情報が盗まれるという怖さがあります。インターネットバンキングを利用される方は、こうした被害に遭われぬよう、下記の事項について十分にご注意ください。

- スパイウェアによる被害を防ぐために
 - スパイウェアのなかには、お客様のID・パスワードなどの情報を外部に送信してしまうものがあります。
 - 心当たりのない発信元からの電子メールを不用意に開いたり、安易にフリーソフトをダウンロードしたり、不審なウェブサイトにアクセスしたりしないよう、ご注意ください。
 - セキュリティ対策ソフトは、常に最新版のものに更新されることをお勧めします。
 - また、インターネットカフェなど、不特定多数の人が操作できる場所に設置されているパソコンを使って、インターネットバンキング取引を行うことはお控えください。
- 金融機関などを装う「ニセの電子メール」にご注意
 - 銀行など金融機関を装ったニセの電子メールを送信し、メール受信者をニセのホームページにアクセスさせ、金融機関との取引で使用する暗証番号やパスワードなどを入力させることによって、それらを不正に取得し、悪用する事件が発生しています。
 - 心当たりのないメールや不審なメールを受信した場合には、送信元のメールアドレスや指定されたホームページのアドレスをよく確認し、必要に応じてメールを送信してきたとされる金融機関に問い合わせて確認するなど、安易にメールの指定するホームページへアクセスしたり、暗証番号やパスワードなどを入力することのないようご注意ください。

「振り込め詐欺」にご注意ください。

ご注意ください

- 電話で家族や警察官、弁護士などを装い、交通事故の示談金や借金返済、妊娠中絶費用などが必要であると偽って、現金の振込を要求する、いわゆるオレオレ詐欺など「振り込め詐欺」の被害が拡大しています。お振込になる前に、ご家族などに連絡をとり、事実かどうかを必ず確認してください。
- ヤミ金融業者などによる法外・強引な返済請求や、身に覚えのない請求があった場合には、記載されている電話番号にかけて問い合わせたり、安易に振込などを行わないようご注意ください。
- また、不審に思われるような場合には、最寄りの警察、財務局、都道府県の相談窓口などにご相談ください。

身に覚えのない不審な取引を発見したら

万一、身に覚えのない不審な取引などを確認された場合には、直ちに取引店にご連絡ください。

本人確認にご協力ください

当行では、口座の開設などにあたり、法律の定めに従ったご本人の確認をさせていただいておりますが、盗難通帳・偽造印鑑などによる預金の不正な払出しや口座の不正利用を防止するため、預金のお支払い時などに改めてご本人の確認をさせていただくことや、口座のご利用目的などをお伺いすることがございますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。